

パブリック・コメント制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和4年（2022年）
2月1日（火）から
3月4日（金）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

安全・安心・快適な公共施設 を次世代へ引き継ぐために

宝塚市では、

宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）

について、市民のみなさんからのご意見を
募集しています。



（お問合せ先）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 企画経営部 政策室 施設マネジメント課
Tel 0797-77-2233 Fax 0797-72-2171

宝塚市公共施設等総合管理計画[改訂版](案)への意見募集

1 宝塚市公共施設等総合管理計画とは

本市は高度経済成長期の急激な人口増加等に伴い、多くの公共施設を建設しました。現在では既存施設の老朽化の進行、更新時期の集中、少子高齢化等に伴う社会保障関連経費の増大により、公共施設整備への投資を継続することが難しくなっています。

本計画は、本市の保有する公共施設に係る現状と課題を分析したうえで、効果的かつ効率的な維持修繕の実施による長寿命化・省エネルギー化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組(公共施設マネジメント)を全庁的に推進することを目的に具体的な取組を定め、平成28年7月に策定しています。

2 宝塚市公共施設等総合管理計画[改訂版](案)策定の経過

この計画(案)の策定にあたり、庁内の検討組織である宝塚市公共施設及びインフラ最適化検討会において令和3年(2021年)11月から令和4年(2022年)1月まで計2回検討を行いました。

3 宝塚市公共施設等総合管理計画[改訂版](案)のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

平成28年に当該計画を策定しましたが、それ以降に策定された建築物やインフラの個別施設計画(長寿命化計画)の内容について反映させるなどの見直しを実施し、順次内容を充実させるため、国の通知に基づき、維持管理・更新に係る経費や公共施設等の管理に関する基本的な考え方(管理に係る方針、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針)など、主に最新データへの更新や必要事項の追記を行いました。(別紙詳細「宝塚市公共施設等総合管理計画[改訂版](案)本編の主な変更点」)

(2) 考え方・論点

「8 公共施設等総合管理計画の推進にあたって」の公共施設マネジメントに関する総論部分について見直しを行いました。

この計画を推進するため、推進体制の整備を行い、今後、個別施設計画の策定を進め、目標について見直しや公共施設再編の検討を進め、進捗状況のフォローアップの実施に取り組むことにより、公共施設マネジメントを推進していくこととしています。

4 意見募集の目的

宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）概要版
- ④ 宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）本編

5 宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- ① 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 企画経営部政策室施設マネジメント課のページ

イ トップページから「宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕」で検索する、または「検食用 ID : 1010474」を入力し検索してください。右の二次元コードからもご覧いただけます。



- ② 市の窓口

市役所施設マネジメント課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び各図書館・公民館で公表しています。

6 意見の募集期間

令和4年（2022年）2月1日（火）～令和4年（2022年）3月4日（金）

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所 施設マネジメント課へ提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。なお、郵送の場合は、令和4年（2022年）3月4日必着とします。

電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）

「宝塚市役所 企画経営部 政策室 施設マネジメント課」

電話番号 0797-77-2233（直通）

ファクシミリ 0797-72-2171

電子メールアドレス m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp

※宝塚市役所 企画経営部 政策室 施設マネジメント課は、
宝塚市東洋町1番1号（宝塚市役所2階です。）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所施設マネジメント課（2階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び各図書館・公民館で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕(案) 本編の主な変更点

平成 28 年に当該計画を策定しましたが、国の通知に基づき、維持管理・更新に係る経費や公共施設等の管理に関する基本的な考え方など、主に最新データへの更新や必要事項の追記を下表のとおり行いました。

No.	ページ	変更箇所	変更内容	※
1	P1	1 計画の背景及び目的	・大きな変更なし	—
2	P1	2 計画の位置づけ	・マネジメント基本方針を総合管理計画〔改訂版〕に包含	○
3	P2	3 計画の適用期間	・計画期間を改訂年度(令和 3 年度)～令和 35 年度に変更	○
4	P2	4 対象施設	・消防水利を追加	○
5	P3	5 公共施設を取り巻く現状と将来見込み	・情報・データの更新	○
6	P4, 5	5(1)人口の状況	・人口ビジョン改訂版(令和 3 年 7 月)に合わせデータを更新【図表 5-2, 5-3】	○
7	P6	5(2)財政の状況	・情報・データを更新【図表 5-4, 5-5】	○
8	P7, 8, 9	5(3)建築物の状況	・情報・データを更新【図表 5-6】 ・施設数と延床面積の推移、有形固定資産減価償却率の推移を追加【図表 5-7, 5-8】	●
9	P9	5(4)インフラ関連施設の状況等	・情報・データを更新	○
10	P10, 11	5(5)公共施設の維持・更新にかかる費用	・情報・データを更新(学校施設の個別施設計画を反映、更新費用単価等を置き換え)【図表 5-9】 ・情報・データを更新【図表 5-10, 5-11】	●
11	P12, 13	5(6)数量等の適正規模	・情報・データを更新【図表 5-12, 5-13】	○
12	P14～P23	5(7)施設類型ごとの現状把握	・情報・データを更新 ・ソフト面の評価(利用者数等を用いた評価)の削除(ソフト面の評価については今後施設カルテにて公表予定)	○
13	P24	6 公共施設マネジメントの課題	・変更なし	—
14	P25～P32	7 公共施設マネジメントの方針	・方針 3 市有建築物の機能移転、統合、複合化の検討にユニバーサルデザイン化の検討を追加 ・方針 4 総量規制の検討の目標値の設定の個所(宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針の文言を追加) ・方針 7 財源の考え方のうち、公費負担と受益者負担の考え方を受益者負担適正化ガイドラインに合わせた文言に修正 ・7 つの方針に基づく取組状況を追加	●
15	P33	8 公共施設等総合管理計画の推進にあたって	・全体的に修正(主に組織体制や PDCA サイクル)	●
16	共通事項	—	・宝塚市建築物等保全規程に文言を合わせるため、本文中の「建物施設」を「建築物」に変更	○
17	その他	—	・「7 公共施設(建物施設)の数量の目標」の項目を削除し、方針 4 の「目標値の設定」に包含(詳細については、「宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針」参照)	○

※当該計画見直しにおいて●=国の通知に基づく変更 ○=それ以外の変更

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____(メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市公共施設等総合管理計画[改訂版](案)の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和4年(2022年)3月4日(金)必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 企画経営部 政策室 施設マネジメント課 (本課は、市役所2階です。)

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL: 0797-77-2233 FAX: 0797-72-2171

E-mail: m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp

1 公共施設等総合管理計画の目的

本市の保有する学校や市営住宅等の「建築物」及び道路・橋りょう等の「インフラ関連施設」（これらを総称して「公共施設」という。）は、高度経済成長期の急激な人口増加や都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に建設され、市民生活の基盤等として大きな役割を果たしてきました。

このような中、既存施設の老朽化の進行と更新時期の集中、人口減少や少子高齢化に伴う社会ニーズの変化、厳しい財政状況など、公共施設を取り巻く環境は大きく変化しており、その対応が必要とされています。

本市ではこれまで行財政改革に継続的に取り組んできましたが、人口減少や少子高齢化のさらなる進行（※1表参照）により、歳入の根幹である市税収入は伸びが見込めず、歳出では社会保障関連経費の増加が見込まれるなど、財政の自由度は低い状況が続いているため、これまでと同じ水準で公共施設整備への投資を継続していくことは困難であると予想されます。

本計画は、本市の保有する公共施設に係る現状と課題を分析したうえで、効果的かつ効率的な維持修繕の実施による長寿命化・省エネルギー化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（公共施設マネジメント）を全庁的に推進することを目的に具体的な取組みを定めるものです。

2 総合管理計画の位置付けと適用期間

本計画は、第6次宝塚市総合計画に定める持続可能な行財政経営の実現に向け、市が保有する公共施設に関して基本的な考え方を示す「宝塚市公共施設マネジメント基本方針」（平成26年（2014年）12月策定）に基づき、公共施設等の管理に関する具体的な取組みを示すものです。本計画は総務省の通知に基づき、平成28年（2016年）7月に策定、令和4年（2022年）3月に見直しを行いました。

本計画の適用期間については、公共施設の寿命が数十年におよび、中長期的な視点が不可欠であるため、令和3年度（2021年度）から令和35年度（2053年度）までの33年間とします。ただし、国の動向や市の財政状況を踏まえながら適宜、見直しを図ることとします。

3 公共施設マネジメントの課題

本市が保有する建築物は293施設で、延床面積は約66.1万㎡です。（令和元年（2019年）度末時点）このうち、建築後30年以上が経過した施設が全体の約69%を占め、また、建築後40年以上経過している施設が約44%を占めており、老朽化が進んでいます。また、施設の中には、有効活用されていない（稼働率が低い）状況もみられます。

現状のままの量で施設を保有し続けると、将来的に多額の財政負担が必要となり、結果的に市民の負担が大きくなることも想定されます。（※2表参照）

（1）財務 ～公共施設の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除～

今後は、投資的経費に充てる財源に余裕がないことが想定される中、老朽化した公共施設の更新や維持管理に莫大な費用がかかることとなります。将来の負担を考えれば、今後、公共施設の建替・整備を行う際には、その必要性を十分検討し、経費を抑制していく必要があります。

一方で、戦略的な保全計画を立てて、単年度に発生する費用の平準化を図っていくことも重要になります。

（2）品質 ～公共施設の安全・安心・快適性、環境保全性の確保～

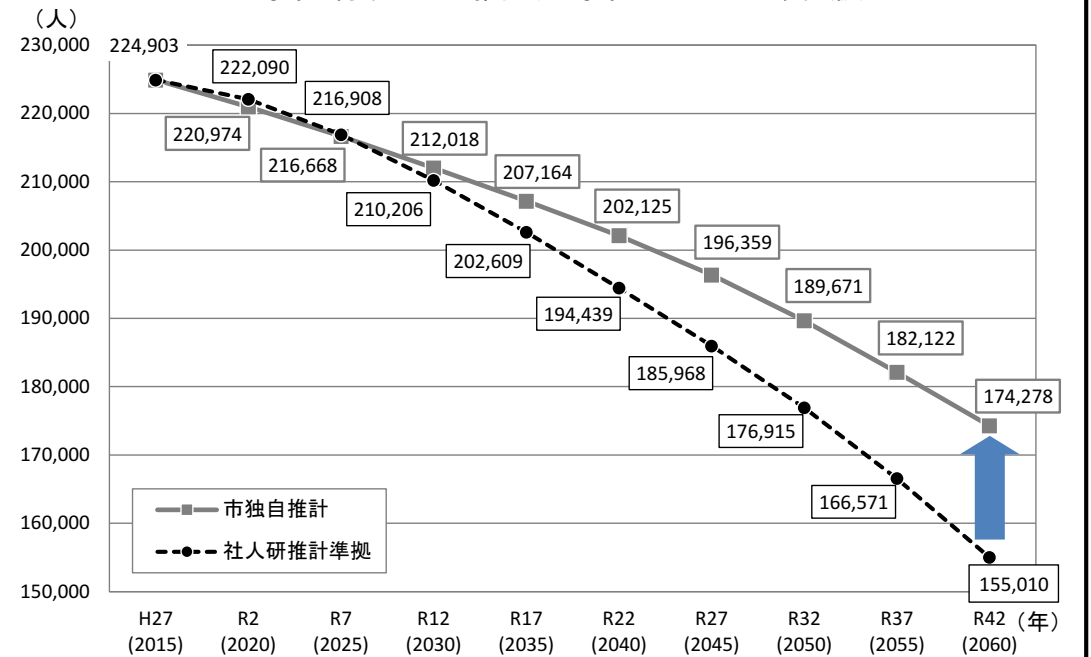
老朽化した公共施設に対する対症療法的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性も高まり、市民に対するサービスの質の低下に繋がるとともに、建替のサイクルの短縮を招き、結果、発生する経費を増大させる事態につながります。

次世代に向けた良好な社会資本を形成していく上では、長期的な視点で長寿命化・省エネルギー化を進める公共施設を具体的に選別しながら、計画的な保全により施設の状態を安全・安心・快適に保ちつつ、出来るだけ長期間の使用に耐えるよう修繕計画を策定し、推進していく必要があります。

（3）供給 ～行政需要の変化に見合う公共施設の供給のあり方、量の見直し～

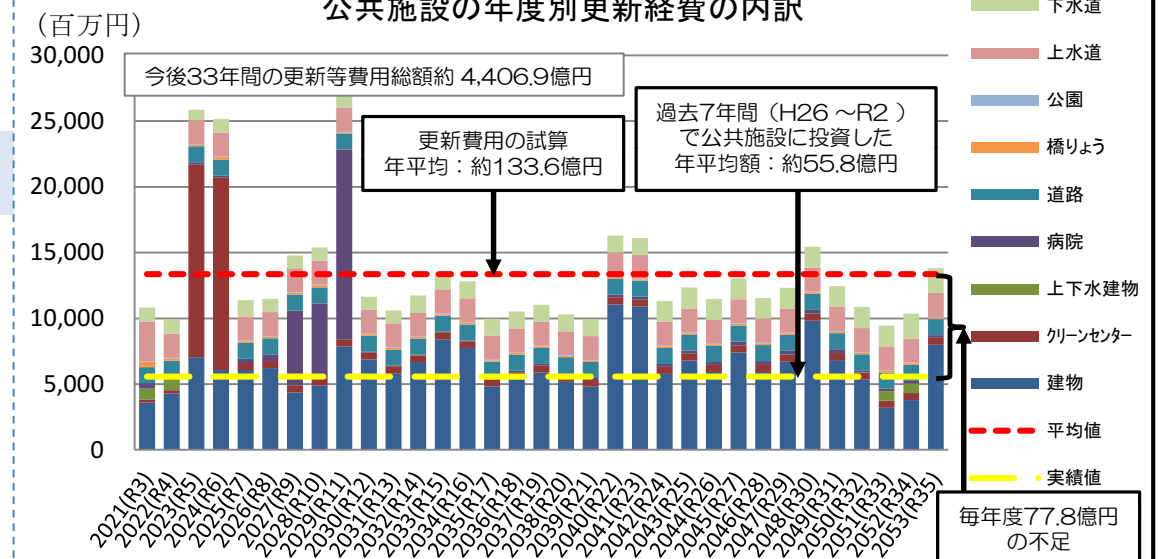
今後も厳しい財政状況が予測される中で、公共施設総量の見直しを図っていく必要がありますが、その際には、今後の人口動向や地域の状況、市民のニーズに配慮して、市民に対するサービスの質をできるだけ落とさずに経費削減を図ることができるよう、公共施設の再編整備のあり方を検討していく必要があります。

※1 宝塚市 将来人口の推計(宝塚市人口ビジョン改訂版)

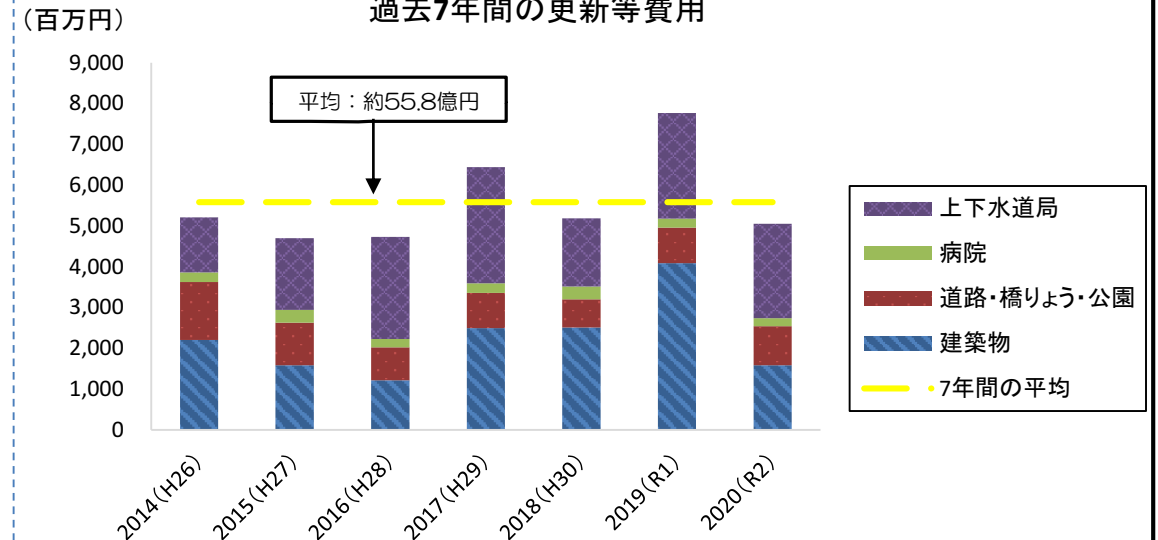


※2 公共施設の更新費用の推計

公共施設の年度別更新経費の内訳



過去7年間の更新等費用



4 公共施設マネジメントの方針

財務、品質、供給の3つの視点による課題を踏まえつつ、次の7つの方針を柱とし、公共施設の全体最適に向け取り組みます。

総合管理計画の7つの方針

1. 「適切な維持管理」を推進します。

建物施設は、老朽化の進行状況、提供するサービスの質や需要等を整理し、維持管理、更新の優先順位（優先度）の検討を行い、市民生活に密着するインフラ関連施設は、定期点検による適切な管理を行います。

2. 「ライフサイクルコスト(LCC)」を考慮します。（※3）

ライフサイクル全体を通じたコストの計算を行い、計画的な維持管理、更新を行っていくことが重要となるため、「予防保全」の考え方に立った戦略的な維持管理・更新について検討を行います。また、省エネルギー化及び再生可能エネルギー設備の導入の検討を行い、ライフサイクルコストの縮減を進めるとともに、施設の脱炭素化に努めます。

3. 「市有建築物の機能移転、統合、複合化、ユニバーサルデザイン化」を検討します。

時代の変遷によりニーズが変化したもの、あるいはニーズが大幅に縮小したものについては、施設機能の移転や統合(複合化や多機能化)、廃止を含めた施設の再配置及び民間施設の利用や合築等について検討を行います。

4. 「総量規制の範囲内」で行います。

公共施設総量は、施設の機能や将来的な需要などを踏まえ、保有する施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編や統合などにより削減を図ります。また、新たな公共施設整備の検討を行う際には、全体総量を把握したうえで、既存施設の有効活用など、施設総量が増加しない方策について検討を行います。

本計画策定当初に平成27年（2015年）からの20年間の人口推移（減少）に合わせ、公共施設（建築物）についても、同じ6.2%の延床面積を減少させることを目標としました。

5. 「公共施設マネジメントの一元化」を図ります。

全庁的、総合的な視点に立ち、組織横断的な取組が必要であり、その推進のため、一元的な管理を行うことができる体制の整備を図ります。

6. 「民間活力の導入」を検討します。

民間事業者の資金やノウハウ、創意工夫を活用し、効果的・効率的なサービスを適切なコストで提供できるよう検討を行うとともに、市民や地域団体等による施設管理や運営など、引き続き協働による取組を推進します。

7. 「新たな収入源の確保」を検討します。

受益者負担の公平性を確保する観点から、施設利用の性質を勘案し、公費負担と受益者負担割合を考え、受益者負担の適正化を推進します。また、未利用財産等については、民間への敷地の貸付・転用等を検討します。

7つの方針に基づく取組状況(策定時～令和4年)

民間活力の導入等の検討

公共施設の跡地利活用の検討にあたっては、民間事業者等にサウンディング調査を行うなど、利活用案の提案等を聴取し、庁内で検討を行っています。

宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針の策定

本計画に基づき、令和元年（2019年）7月に「宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針」を策定し、具体的な施設の取組の方向性を示しました。令和2年度（2020年度）に2施設取組完了させ、令和3年度（2021年度）は4施設取組完了を予定しています。

公共施設の維持・修繕に関する費用の確保

令和3年度（2021年度）当初予算より、建築物及びインフラ関連施設の維持・修繕に関する予算枠を定め、優先順位をつけながら、予算編成を行っています。また、上記の方針の取組による土地の売却又は貸付の収益を公共施設整備保全基金に積立てています。

公共施設等総合管理計画の推進にあたって

公共施設等総合管理計画を着実に推進していくために、以下の取組を行います。

(1) 推進体制の整備

平成26年度（2014年度）にマネジメント基本方針、平成28年度（2016年度）に本計画を策定し、全庁的な視点で公共施設マネジメントの推進と進捗管理を行う体制の整備及び強化を図ると示していますが、計画通り順調に進捗している状況にはありません。

今後は、現在進行中の取組を進める一方、公共施設マネジメントの取組に関するロードマップを示めるとともに、全庁的に取組を進めていけるよう、組織体制の強化を図ります。

特に公共施設マネジメントに関する検討・意思決定・進捗管理を速やかに行えるよう、体制の構築を図っていきます。

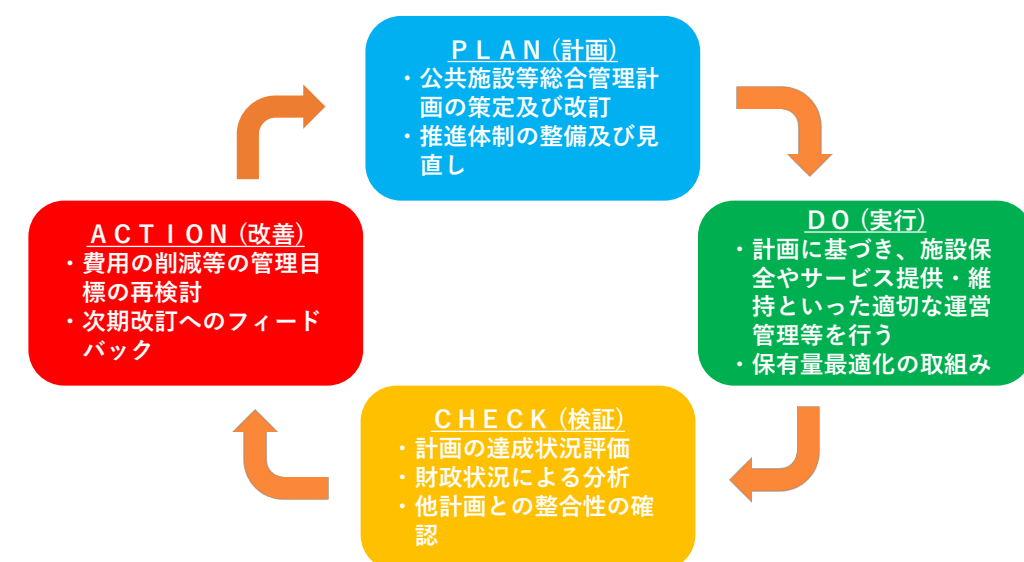
(2) 今後の公共施設マネジメントの進め方

本市が保有する公共施設の個別施設計画や保全計画の策定を進め、維持・管理にかかるコストシミュレーションの精度の向上を図るとともに、現在人口比ベースで設定している建物施設の床面積の削減目標について、コストベースでの数値を公表したうえで、市民や利用者等への説明、ワークショップ等を行いながら、公共施設再編のあり方について検討を行っていきます。

(3) 進捗状況等のフォローアップの実施

公共施設マネジメントの進捗管理を行うには、PDCAサイクル「PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（見直し）」によって、継続的に取り組むことが必要です。このため、下図のとおりPDCAサイクルの運用を行いながらフォローアップを実施します。

公共施設マネジメントの進捗管理(PDCAサイクル)のイメージ



※3 ライフサイクルコスト（LCC）

公共施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、除却までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストとエネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。

宝塚市公共施設等総合管理計画の見直しについて

第 27 回都市経営会議（令和 4 年 1 月 11 日開催）において、本計画見直し案に対しご指摘いただいた事項及びそれに対する考え方等については以下のとおりです。

1 人口推移に合わせた建築物の削減目標について

現計画では、建築物の削減目標値は 6.2%（平成 22 年から令和 17 年までの人口推移ベースに基づき設定）としていますが、人口推移に関する最新データ（平成 27 年国勢調査に基づくもの）では、人口は同期間で 10.2%減（社人研推計、市人口ビジョンでは 8.2%）になると予測されています。

現在、令和元年度に策定した宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針では、現計画で示す 6.2%の削減目標に基づいた取組を進めていることから、現時点で見直した場合、取組内容についても大幅な見直しが必要となります。

また、今回の改訂で反映ができていない、施設の維持管理等にかかる費用（来年度以降に策定する個別施設計画において算出）が明らかになった段階で、改めて本計画の改訂を行う予定としていますので、その際に、削減目標についても、現計画の人口比ベースに合わせたものだけでなく、コストベースでの数値との比較、事業の運営面のことも勘案しながら、検討を行う必要があると考えています。

これらのことから、今回の改訂においては、数値の見直しは行わないこととします。

2 環境に関する取組について

環境に関する取組について、7 章の方針 2 ライフサイクルコスト（LCC）の縮減の【方向性】の中に、以下の文言を追記します。

公共施設の大規模改修や更新時においては、「宝塚市公共建築物への再生可能エネルギー導入ガイドライン」（平成 30 年（2018 年）5 月策定）に基づき、断熱性能の向上や高効率設備の導入などによる省エネルギー化及び建築物の構造や用途に合った再生可能エネルギー整備の導入の検討を行い、ライフサイクルコストの縮減を進めるとともに、施設の脱炭素化に努めます。

3 公共施設マネジメントの推進体制について

現在、公共施設マネジメントの推進体制については、本編 P33 の最下段に、本計画や保有量最適化方針に基づき、PDCA を回していくために、施設マネジメント課及び各施設所管課の役割について考え方を示していますが、詳細な業務内容に応じた手順、役割分担について、別途示していきます。

4 その他

- ・「宝塚市パブリック・コメント手続マニュアル」において、「計画案等の改正の場合は、前計画と今回の計画案との改正点がわかるように記載すること」としているため、変更点について、パブリック・コメント意見募集の中に記載しました。
- ・福祉施設等の民間への譲渡に関する検討など保有量最適化方針に掲げる取組については、譲渡にかかる手法などの考え方を別途整理していきます。